

令和2年第2回定例会

長生郡市広域市町村圏組合議会会議録

令和2年8月31日 開会

令和2年8月31日 閉会

長生郡市広域市町村圏組合議会

令和2年第2回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会会議録

令和2年8月31日

1 出席議員

1番	ますだ よしお 君	2番	山田 広宣 君
3番	鈴木 敏文 君	4番	三橋 弘明 君
5番	常泉 健一 君	6番	市原 健二 君
7番	小安 博之 君	8番	森 佐衛 君
9番	今関 澄男 君	10番	中村 勇 君
11番	小倉 利一 君	12番	阿井 市郎 君
13番	酒井 良信 君	14番	大多和 正之 君
15番	星野 一成 君	16番	鶴岡 喜豊 君
17番	松野 唱平 君	18番	大倉 正幸 君

2 欠席議員

なし

3 説明員

管 理 者	田 中 豊 彦 君	副 管 理 者	馬 淵 昌 也 君
副 管 理 者	田 中 憲 一 君	副 管 理 者	小 高 陽 一 君
副 管 理 者	林 和 雄 君	副 管 理 者	清 田 勝 利 君
副 管 理 者	平 野 貞 夫 君	病 院 事 業 者 管 理 者	桐 谷 好 直 君
代表監査委員	白 井 伸 夫 君	教 育 長	内 田 達 也 君
事 務 局 長	鈴 木 祐 一 君	消 防 長	丸 幸 夫 君
水 道 部 長	斎 藤 洋 士 君	公 立 長 生 病 院 得 事 務 部 長 心 得	牧 野 悟 君
事 務 局 次 長 (環境衛生課長)	秋 葉 紀 裕 君	消 防 本 部 次 長	斉 藤 豊 君
水 道 部 次 長	秋 山 忠 君	事 務 局 副 参 事 (総務課長)	平 山 義 晴 君
水 道 部 管 理 課 長	斎 藤 良 和 君	消 防 本 部 長 総 務 課 長	金 井 浩 司 君
公 立 長 生 病 院 総 務 課 長	菅 谷 直 博 君		

4 事務局職員

議 事 務 局 会 長	今 井 孔 才	書 記	秋 葉 正 人
-------------	---------	-----	---------

議 事 日 程

令和2年8月31日 午前10時開議

- 第 1 議席の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 常任委員会委員の選任
- 第 5 議会運営委員会委員の選任
- 第 6 一般質問
- 第 7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 8 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 9 認定案第1号から認定案第4号の上程説明及び質疑
- 第10 議案第1号 令和2年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第2号 令和2年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費補正
予算（第1号）
- 第12 議案第3号 契約の締結について
- 第13 議案第4号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（松野唱平君） おはようございます。

開会に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

組合同規約第5条第2項の規定により、今年5月、茂原市議会におきまして議会選出議員として市原健二議員が、また、一宮町議会におきまして議会選出議員として森佐衛議員が本組合の議員となりました。今後の御活躍を御期待申し上げます。

次に、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、令和元年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計予算継続費精算報告書、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、長生郡市広域市町村圏組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、長生郡市広域市町村圏組合一般会計予算事故繰越し繰越計算書について、8月7日付で管理者から調製した旨の報告がありました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和元年度公営企業資金不足比率について、監査委員の意見書を付し、8月13日付で管理者から報告がありました。同じく、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決によって規定された1件100万円以下の損害賠償額の決定及び和解について専決処分した旨、8月25日付で管理者から報告がありました。先般、議案と一緒に届けさせていただきましたので、御了承願います。

また、監査委員から例月出納検査の結果についての御報告がありました。本日、お手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

なお、報告第1号は、ちば消防共同指令センターの部分更新を平成30年度及び令和元年度の2か年継続事業で実施した負担金支出で、執行差金により減額となったものです。

報告第2号は、昨年10月の豪雨により生じた災害廃棄物の仮置場とした茂原市落合公園について、原状復帰工事が年度内の完了を見込めないことから、令和元年度2月補正予算で繰越明許費を設定し、令和2年8月末までの工期で災害廃棄物仮置場表土撤去等工事を契約締結したものです。

報告第3号は、昨年10月の豪雨により生じた災害廃棄物の仮置場とした長柄町昭栄中学校跡地の災害廃棄物仮置場表土撤去業務委託について、年度内に事業の完了が不可能となったため、事故繰越しとして令和2年4月末まで履行期限を延長したものです。

報告第4号では、監査委員による水道事業会計及び病院事業会計の経営健全化の審査が行われ、両会計ともに資金不足は発生しておらず、その経営状況は適正であるとの報告がありました。この経営健全化に関する報告事項は、この後審査する決算と連動いたしますので

すが、法令に沿って議会報告をした後に一般に公表されるものです。

書面による報告は以上であります。

次に、本日定例会に説明員として出席通知がありました者の職・氏名は、お手元に配付してございますので、御了承願います。

なお、白井監査委員から遅刻する旨の届出がありましたので、報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

午前10時05分開会

○議長（松野唱平君） ただいまから、令和2年第2回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会を開会します。

本日の出席議員は18名であります。定足数に達して、本会議は成立いたしました。

先ほど議会運営委員会を開き、今定例会の運営等について協議をいただきましたので、その内容について議会運営委員会委員長に報告を求めます。

三橋議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（三橋弘明君） おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日、午前9時30分から議会運営委員会を開催し、令和2年第2回定例会の日程及び会議の運営方法につきまして協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

お手元に本定例会の日程並びに議事日程を配付してございますので、御覧いただきたいと存じます。

日程第1といたしまして、「議席の指定」を行います。

日程第2といたしまして、「会議録署名議員の指名」を行います。

日程第3といたしまして、「会期の決定」を行います。この会期でございますが、提案されております議案等の内容から察するに、本日1日といたしたいと思っております。

日程第4といたしまして、「常任委員会委員の選任」を行います。

日程第5といたしまして、「議会運営委員会委員の選任」を行います。

日程第6といたしまして、「一般質問」を行います。通告のありました議員は1名であります。

日程第7、第8は、それぞれ専決処分の承認を求めるものです。

日程第9は、認定案第1号から第4号の上程説明を受けた後、質疑を行います。なお、詳細なる審議は決算審査特別委員会が設置されることとなりますので、その委員会の中で審議

されますようお願いしたいと思います。また、決算審査特別委員会委員につきましては、慣例によりまして、茂原市選出議員3名、町村選出議員各1名の合計9名をもって構成し、委員の選出については議会委員会条例第7条第1項により、議長が議会に諮って指名することになります。

日程第10から第13につきましては、議案4件でございます。この議案4件につきましては、それぞれの上程説明を受けた後、委員会付託を省略し、直ちに採決をしていただきたいと思いますと考えております。このうち人事案件につきましては、上程説明を受けた後、委員会付託を省略するとともに、質疑と討論をも省略し、直ちに採決するようお願いいたします。なお、採決の方法は起立によりお願いしたいと思います。

以上のとおり、議会運営委員会といたしましては協議、決定を見ましたので、よろしく御協力をお願いいたしまして、報告を終わります。

○議長（松野唱平君） 御苦労さまでした。

以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

本日の議事日程を報告いたします。

日程は、先ほど議会運営委員会委員長から報告のあったとおりでありますので、ご了承をお願いします。

日程第1「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、議長において指定いたします。

2番に山田広宣君、3番に鈴木敏文君、4番に三橋弘明君、5番に常泉健一君、6番に市原健二君、8番に森佐衛君を指定します。

日程第2「会議録署名議員の指名」をいたします。

2番山田広宣君、3番鈴木敏文君の両名を指名いたします。

日程第3「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、今回提出されました議案の内容と議会運営委員会の意向を尊重し、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

ここで、暫時休憩します。再開は10時15分といたします。

午前10時11分休憩

午前10時15分再開

○副議長（ますだよしお君） 諸般の事情により、副議長が進行いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、休憩中に議長、松野唱平君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議長辞任の件を議事日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（ますだよしお君） 異議ないものと認めます。

したがって、この際、議長辞職の件を議事日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

ここで、地方自治法117条の規定によって、17番松野唱平君には暫時、退場をお願いいたします。

（松野唱平議員暫時退場）

○副議長（ますだよしお君） お諮りいたします。

松野議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（ますだよしお君） 異議なしと認めます。

したがって、松野唱平君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

松野唱平君の入場を許します。

（松野唱平議員入場）

○副議長（ますだよしお君） ただいま、議長を辞職いたしました松野唱平君におかれましては、議長の重責を担い、円滑なる議会運営と広域行政の発展のために御尽力をいただきましたことに対しまして、心から感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

ここで、議長を辞職いたしました松野唱平君から御挨拶がございます。

○17番（松野唱平君） それでは、議長を退任するに当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

す。

今年の2月、第1回定例会におきまして、皆様方の推薦いただく中で、議長に就任させていただき、この間、議員の皆様方、それから執行部の皆様方の御協力いただく中で本日を迎えることになりました。この間いろいろお世話になったことに御礼申し上げまして、簡単に整いませんけれども、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（ますだよしお君） ありがとうございました。

ただいま松野唱平君が議長を辞職いたしました。これにより、議長が欠員となりました。お諮りいたします。

この際、議長の選挙を議事日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（ますだよしお君） 異議なしと認めます。

したがって、この際、議長の選挙を議事日程に追加し、直ちに議長の選挙を行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

議長の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（ますだよしお君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦に決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、本職において指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（ますだよしお君） 異議なしと認めます。

したがって、本職において指名することに決定しました。

議長に星野一成君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名いたしました星野一成君を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（ますだよしお君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました星野一成君が議長に当選いたしました。

ただいま議長に当選されました星野一成君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

星野一成君に当選承諾の御挨拶をお願いいたします。

○議長（星野一成君） 長柄町の星野でございます。ただいま議員各位の御推挙をいただき、長生広域の議会議長の重職を務めることになりました。円滑な議会運営と広域行政の発展のため努めさせていただきますので、皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（ますだよしお君） ただいま、新しく議長が決まりましたので、議長と席を交代いたします。

○議長（星野一成君） 会議を続けます。

日程第4「常任委員会委員の選任」、並びに日程第5「議会運営委員会委員の選任」を一括議題といたします。

委員の選任は、議会運営委員会条例第7条第1項の規定によって、議長において指名します。

企業委員会委員に6番市原健二君、8番森佐衛君を、議会運営委員会委員に8番森佐衛君を指名いたします。

お諮りします。

以上のとおり企業委員会委員並びに議会運営委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしましたとおり選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時35分といたします。

なお、総務委員会委員の方は第1研修室へ、議会運営委員会委員の方は第2研修室へお集まりください。

午前10時24分休憩

午前10時35分再開

○議長（星野一成君） 休憩前に引き続き、会議を続けます。

ここで報告いたします。

休憩中、別室において総務委員会が開かれ、委員長の辞任が許可され、新たに松野唱平君が選任されました。

また、同じく議会運営委員会が開かれ、空席でありました副委員長に大倉正幸君が選任されました。

ここで、管理者から挨拶の申入れがありましたので、これを許します。

管理者、田中豊彦君。

○管理者（田中豊彦君） 令和2年第2回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、時節柄大変お忙しいところ、本定例会に御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、日頃より広域行政の進展に御指導、御協力を賜り、重ねて感謝を申し上げる次第であります。

さて、先ほど議長から御報告がありましたが、茂原市議会、一宮町議会におきまして当組合議員が選出され、茂原市からは議会選出議員として市原健二議員が、一宮町からは議会選出議員として森佐衛議員が当組合議会議員に就任されました。2名の議員におかれましては、当組合の事業推進に御理解をいただき、広域行政進展のため御支援、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、組合議員を退任されました方々におかれましては、長年にわたり広域行政の進展のために多大なる御尽力をいただきましたことに対しまして衷心より御礼を申し上げるとともに、今後、一層の御活躍を御祈念申し上げます。

また、先ほど議長の選挙があり、新議長に星野一成議員が就任されました。星野議長におかれましては、今後の広域議会の運営に御尽力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、前議長の松野唱平議員におかれましては、広域議会の運営に多大なる御尽力をいただきましたこと衷心より御礼を申し上げますとともに、今後も変わらぬ御支援をお願い申し上げます。

一方、執行部におきましては、茂原市、一宮町、長生村、睦沢町において任期満了に伴う首長選挙があり、睦沢町では田中憲一町長が初当選され、また、一宮町では馬淵昌也町長が、

長生村では小高陽一村長が、茂原市では私、田中が再選を果たすことができました。私どもはそれぞれ当組合の管理者、副管理者として、その職務に専念していく所存でありますので、議員各位におかれましては、今後とも御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、睦沢町長を退任されました市原武氏におかれましては、長年にわたり当組合の副管理者として広域行政の発展のため御尽力をいただきましたことに衷心より御礼を申し上げるとともに、今後、一層のご活躍を御祈念申し上げます。

次に、行政報告をさせていただきます。

初めに、環境衛生課の関係でございますが、新最終処分場建設事業につきましては、令和元年12月に建設予定地の八反目地区全戸を委員とした八反目地区最終処分場対策委員会が設置され、各種調査を実施するための同意が得られました。令和2年度は、計画地の測量やボーリング調査、施設配置などの概略設計や環境影響調査を実施しております。今後も地元対策委員の皆様と十分に協議を重ねるとともに、信頼関係の構築に努め、理解を得ながら令和7年度の供用開始に向け、進めてまいります。

また、エコパーク長生は令和5年1月に埋立て終了が見込まれている中、新最終処分場建設計画では令和7年5月に埋立てが開始予定であることから、その間の埋立て処理について、エコパーク長生の延命化対策を並行して進める必要があるため、地元自治会と協議を行うとともに、各種調査委託を実施しております。事業の進捗に向け執行部としては鋭意取り組んでまいりますので、議員各位におかれましては御理解と御協力のほどをお願い申し上げます。

次に、長生病院の関係でございますが、依然として感染拡大に収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、現在、全国的に医療現場を取り巻く環境が大変厳しく、予断を許さない状況であります。圏域内唯一の公立病院として、地域の医療を支え、住民の皆様の生命と健康を守るため、引き続き全力で取り組んでまいります。

また、現在進めております長生病院あり方検討委員会につきましては、新型コロナウイルスの影響で進捗が遅れたものの、既に4回の委員会を開催し、この後、9月2日に5回目の会議を予定しております。議員の皆様には後ほど進捗状況を説明申し上げますので、御意見をいただくことをよろしくお願い申し上げます。

さて、本定例会におきましては、令和元年度の各会計決算の認定案を中心に、10案件について御審議をお願い申し上げます。ここで、私から令和元年度の各会計における決算につきまして、概要を申し上げます。

まず、認定案第1号の一般会計歳入歳出決算であります。歳入総額は65億8,809万円余、歳出総額は61億72万円余となり、歳入歳出差引額は4億8,736万円余となりました。また、実質収支は、翌年度へ繰り越すべき財源2,039万円余を控除すると4億6,697万円余となりました。今後とも経費節減と適正な業務の執行を図りながら、住民の皆様が安心して暮らせる地域づくりに努めてまいり所存であります。

次に、認定案第2号の特別会計火葬場・斎場事業費歳入歳出決算であります。歳入総額は1億5,899万円余、歳出総額は1億5,520万円余となり、歳入歳出差引残額は379万円余となりました。実質収支も同額でございます。今後とも関係機関と十分連携を図り、適正な管理運営に努めてまいり所存であります。

次に、認定案第3号の水道事業会計決算であります。給水人口14万1千人余、給水戸数は6万2千戸余、年間給水量は1,933万立方メートル余で、災害等の影響もあり、前年度に比べ0.7%減少し、また年間有収水量は1,639万立方メートル余で、前年度に比べ1.8%減少いたしました。経理状況でございますが、水道事業収益は47億2,336万円余で、水道事業費用は44億7,389万円余となり、2億4,946万円余の純利益となりました。また、資本的収支につきましては、資本的収入が6億6,948万円余で、資本的支出が17億129万円余となり、資本的収入が資本的支出に不足する額10億3,181万円余は過年度分損益勘定留保資金等で補填いたしました。今後とも、水需要に対応した安定供給に努めまして、健全な運営をしていく所存でございます。

次に、認定案第4号の病院事業会計決算であります。業務量で、入院患者数は年間延べ3万3,700人余、前年度に比べ2.7%減、また、外来患者数は8万6,200人余で、前年度に比べ1.2%減となりました。経理状況でございますが、病院事業収益の決算額は32億4,116万円余で、病院事業費用の決算額は31億7,385万円余となり、6,730万円余の純利益となりました。また、資本的収支につきましては、資本的収入が2億1,511万円余で、資本的支出が3億5,237万円余となり、資本的収入が資本的支出に不足する額1億3,726万円余は過年度分損益勘定留保資金等で補填いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響による患者数の減等もあり、長生病院は引き続き大変厳しい財政状況にあります。給与費の是正などの経営改善策の実施や職員の意識改革の推進などにより、令和元年度は黒字決算に転換しましたが、この背景には構成市町村からの負担金の増が要因となっておりますことから、今後も病院事業管理者の下、職員が一丸となり、さらなる経営改善を図ってまいります。

なお、各会計決算の認定につきましては、監査委員に審査をお願いし、様々な御意見や御

指導をいただいておりますので、今後の事務事業の執行に活かしてまいりたい所存でございます。

以上が各会計の令和元年度決算の概要となりますが、その他の事案につきましてはそれぞれの担当者から説明させますので、議員各位におかれましては慎重なる御審議をいただきまして、御可決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議会の開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 御苦労さまでした。

以上で、管理者の挨拶は終わりました。

日程第6「一般質問」を行います。

質問の回数は、議会運営委員会の意向を尊重し、また、会議規則第56条の規定により、2回までといたしますので、御協力をお願いします。

それでは、通告に従い、16番鶴岡喜豊君。

○16番（鶴岡喜豊君） 16番、長柄町の鶴岡喜豊です。去年のこの定例議会では、長生広域議会初めての一般質問で、水道料金の用途別料金体系の廃止について広い範囲で質問をしたので、水道部と質問と答弁がかみ合いませんでした。今回は議員の皆さんの自治会にもある集会所、青年館等の用途、料金に的を絞って質問をしたいと思います。

それでは、議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきますが、質問の前に長生広域の給水条例に定められている水道の用途の適用範囲について説明させていただきます。家事用とは一般家庭の炊事、洗濯、掃除、家庭用の風呂等に供するもの、官公署用とは学校、官公立病院、官公署、公民館、図書館、保育所、幼稚園、公会堂、官公立病院、官公立診療所、商工会議所、そのほか、営利を目的としない団体が主に使用するものと給水条例の適用に定められています。水道部は給水条例を念頭に答弁をいただければ、質問と答弁がかみ合うと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、長生広域の水道料金過誤請求について質問いたします。

1、最初の質問は、長生郡市の各自治会にある集会所、青年館の用途は、営利を目的としない自治会という団体が主に使用するもので、官公署用であると私は考えています。去年の決算委員会で水道担当の平野副管理者も、私と認識は同じだと回答いただいたことは水道部も承知していると思います。自治会の集会所、青年館の用途を一般家庭の炊事、洗濯、掃除、風呂に使用する家事用にしている水道部は、給水条例の用途の適用をどのように考えているのか、伺います。

2、平野副管理者に決算委員会で、集会所、青年館の用途が全て家事用になった経過を踏まえて、もう一度精査して検討していく必要があると指摘され、経過について調査しました。調査の結果は、平成25年まで用途は業務課の受付の職員により異なり、家事用、営業用、官公署用と全くいいかげんで、ばらばらでした。しかし、平成25年に集会所、青年館は給水条例に基づき、これから官公署用にすると起案を起こし、決裁を取りました。しかし、あきれることに、平成27年に給水条例に抵触する家事用に訂正し、起案を起こし、決裁を取り直し、現在に至っています。水道部は使用水量がなくても基本料金を徴収し、収益を上げるために、給水条例を無視して、お客様の不利益を承知の上で、僅か2年で家事用に変更した理由を伺います。

3、次に、長生郡市の自治会に集会所、青年館は何戸あるか伺います。また、現在徴収している集会所、青年館の水道料金は幾らか伺います。また、この水道料金を官公署用に訂正した場合は、水道料金が幾らになるか伺います。

4、次に、水道部は、集会所、青年館の用途は家事用ではなく官公署用であり、給水条例に抵触し、過誤請求であると考えないのか、伺います。

5、次に、集会所、青年館の水道料金は平成25年に官公署用にすると一度決めて、料金徴収を実施したのに、平成27年度から家事用にして基本料金を徴収し、水道料金が発生して、水道料金を値上げしたのかと問合せのあった自治会もありました。現在、集会所は年間基本料金1万7,952円払っていますが、官公署用であれば基本料金は発生せず、使用水量がなければ料金は無料です。集会所の使用水量を年間5立方メートルと計算しても1,430円です。差額の1万6,522円はお客様にすれば過払い請求であると私は考えています。水道部はどのように考えているのか伺います。

6、最後に、最近の新聞で私は見ましたけれども、ある市で市県民税のパソコンの入力を間違え、過誤分については精算し還付するという新聞記事を読みました。水道部は、給水条例の水道水の適用範囲を理解せず過誤請求してきた水道料金の過払い金の還付は考えないのか伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（星野一成君） ただいまの、16番鶴岡喜豊君の質疑に対する当局の答弁を求めます。

斎藤水道部長。

○水道部長（斎藤洋士君） ただいまの鶴岡喜豊議員の一般質問に御答弁申し上げます。

まず1つ目ですが、集会所、青年館等の用途の適用範囲をどのように考えているのかとの

御質問でございますが、用途の適用範囲は給水条例により、官公署用は学校、保育所、官公立病院等であり、集会所、青年館等の用途につきましては判定し難いところがありましたので、同じく給水条例に基づき、平成27年度の管理者決裁にて、家事用の要件にある炊事等に利用するものと考え、家事用といたしました。

次に、2つ目の、平成25年に集会所は官公署用にすると決裁を取り、平成27年に決裁を取り直し、全て家事用に訂正した理由についてのご質問でございますが、平成25年当時は部長決裁において、今後の新たな集会所、青年館等については官公署用とし、これまでのものについてはそのまま家事用とする運用を図ったものでございます。しかし、平成27年度の集会所、青年館等の用途はほとんどが家事用で、一部には官公署用、営業用が混在して統一性に欠ける状況でありましたので、この状況を解消するため、用途区分を炊事、掃除等を利用することから家事用と考え、統一を図ったところでございます。

次に、3つ目といたしまして、長生郡市に集会所等は何戸あるか、また水道料金は幾らか、この水道料金を官公署用に訂正した場合、幾らになるかのご質問でございますが、令和2年7月末現在、水道を使用しているのは397戸でございます。この集会所等の年間使用料金につきましては、前年度実績で705万円余となります。これを官公署用にした場合、年間使用料金は約130万円と見込まれます。

次に、4つ目といたしまして、集会所、青年館の用途が官公署用であり、過誤請求だと考えないかとの御質問でございますが、給水条例により、集会所、青年館等の用途は家事用として判断していることから、過誤請求であると考えていないところでございます。

次に、5つ目といたしまして、集会所、青年館の水道料金を官公署用で計算すると、差額の分は過誤請求だと考えないかのご質問ですが、集会所、青年館等の用途につきましては、給水条例にある家事用の要件であり、用途に即した水道料金徴収を行っているものと考えております。

次に、6つ目の水道料金の過払い金の還付を考えないかとの御質問でございますが、水道料金につきましては用途判定の難しいところもありますが、給水条例の用途適用範囲に基づき、適切な対応を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（星野一成君） 鶴岡君、再質問はありますか。

○16番（鶴岡喜豊君） 斎藤水道部長の答弁を聞いて、集会所の用途が家事用で、炊事、洗濯、掃除、風呂に適用することに疑問を持たず、私が決算委員会で説明して、平野副管理者

には理解していただいたと思っていたのに、水道部は聞く耳も持たず、何も考えず、何も変わらず、大変残念です。集会所の用途が家事用と官公署用では、基本料金の有無も違い、収入に500万円以上の差が生じます。水道部は何が何でも家事用だと、収入にこだわっているのか分かりませんが、間違っていないと答弁していますので、何を再質問しても無駄だと思いますので、水道部への再質問はせず、反論を含めて、決算委員会で平野副管理者に言われた、家事用になった経過の詳しい説明を兼ねて、田中管理者に伺います。

私は長柄町より水道部に出向し、平成25年度に業務課の水道料金の担当になったとき、睦沢町の自治会より集会所の給水申請が提出され、担当から用途が家事用で決裁が回ってきたのが始まりです。私は集会所の用途が家事用の炊事、洗濯、掃除、風呂ではおかしいと思い、長生郡市のほかの集会所を調べたら、集会所の用途が家事用、営業用、官公署用とばらばらだったので、今度は給水条例を確認したら、官公署用の適用範囲に、営利を目的としない団体が主に使用するものという文言を見つけ、集会所は自治会という団体が営利を目的としないで使用する施設だと考え、当時の関水道部長に進言しました。

当時の関水道部長は給水条例を確認して、そのとおりだ、確かに集会所の用途は官公署用だと認めていただきましたが、ほかの集会所も全て官公署用にすると収入が減ってしまうので、これからの集会所について官公署用にすると言われ、睦沢町の集会所から官公署用にしました。私はすっかりせず、納得しませんでした。これからは間違いなく官公署用になり、一歩前進だと思い、当時、副主幹であった今の林業務課長に、これからの集会所の用途は官公署用にする起案を平成25年5月9日に部長決裁で取らせました。

そして、長柄町の議会議員になった初めての長柄町の平成27年の第3回9月定例議会の議事録の私の一般質問を閲覧すると分かりますが、3月31日に退職した私は、4月2日に一住民、一お客として水道部に出向き、5月、6月で用途を直し、10月1日より長生郡内の全部の集会所について用途は統一することを約束しました。

当然、関部長と同じ考えで、用途が全て官公署用になるものと考えていましたが、給水条例を全く知らず理解しない小高水道部長が、齊藤主幹に平成27年5月13日に起こさせた起案を見ますと、自治会等の集会所及び青年館等の用途の認定についてという件名で、官公署用は学校等の公立施設を指し、営業用は営業施設を指しており、自治会が管理、使用する集会所はこれらの用途に分類することに適さないことから、家事用に統一することが妥当だと思われ、官公署用の営利を目的としない団体が主に使用するものという項目を関部長のように小高部長は理解せず、平野副管理者、田中管理者をごまかして決裁を取り、平成25年

度よりも前に官公署用であった集会所まで基本料金がかかり、値上げする形になってしまい、私は責任を感じています。

水道部で料金担当になり、ほかにもいろいろありました。職員による水道料金着服があっても、水道料金の不明金だと隠蔽する。20年か30年の間、私設メーターを使用して納付金を納めず、8年に一度の検満もせず、相手が実力者、権力者と、見て見ぬふりをする。水道メーターを検針しなくても請求書は発行する、反対に水道を使っているにもかかわらず請求書は発行しない。今回の集会所の用途のほかに、工場用の用途も幾つも間違っており、私は水道料金が高い料金を徴収していたので、随分訂正しました。水道部は職員による水道料金着服も気づかず、私が担当になり見直すまで何一つ直そうとしない、ひどい企業団体だと思います。これらは水道部内部のことです。

しかし、集会所の用途の問題は長生郡市の水道の利用者に関係することなので、長生広域の議会議員になった今は、行政の監視役として、間違いである集会所の用途を絶対に正したいと考えていますが、現在の斎藤水道部長は関部長と違い小高部長の給水条例を理解しない間違った決裁を管理者からいただいているから正しいと考え、集会所の用途の判断は難しいと説明して、直そうともしない状態です。田中管理者は、初当選した平成20年7月1日のコラムで、イエスマンは要らない、自分の立場で考え、その物事が市民にとってよいと思うように処理することと綴っています。しかし、斎藤部長は正反対で、市民にとって悪い、不利益が生じて、全然考えていません。田中管理者に平成27年の起案を見直し、田中管理者が給水条例を小高部長ではなく関部長のように理解し、管理者の立場として、集会所の用途について、検討するのではなく、官公署用に見直し、訂正するように斎藤水道部長に指示していただけるか、伺います。

以上で再質問を終わります。

○議長（星野一成君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。

管理者、田中豊彦君。

○管理者（田中豊彦君） 鶴岡議員の一般質問にお答えさせていただきますけれども、平成25年当時、先ほど斎藤部長のほうから話があったんですが、部長決裁において、今後の新たな集会所、青年館等について官公署用とし、これまでのものについてはそのまま家事用とする適用を図ったものだったと思っております。

しかし、平成27年度の集会所、青年館等の用途、これを調べてみますと、ほとんどが家事用で、一部には官公署用、営業用が混在して統一性に欠ける状況でありましたので、この状

況を解消するため、用途区分を炊事、掃除等に利用することから家事用と考え、統一を図ったところであります。

今、鶴岡議員から話がありましたけれども、集会所等の用途につきましては、判定するのが非常に、混在していて、難しいところがあると認識しております。このため、現在策定中の経営戦略の中で、料金を見直す時期を見込む予定でありますので、この時期に合わせて、再度、分かりやすい料金体系の見直しするよう指示をしたところであります。どうか、御理解をしていただければと思っております。いろいろと混在しているものですから、その辺が非常に判定するのが難しいということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私からは以上でございます。

○議長（星野一成君） 鶴岡君に申し上げます。規定による質問は終わりました。要望などがありますか。あれば、簡潔にてこれを許します。

○16番（鶴岡喜豊君） 平成25年に水道部の職員として、平成27年に一般住民、お客として、令和2年、最後は議会議員として、田中管理者には集会所の用途について理解していただけず、大変残念です。

次の手段として考えているのは、私は一度、60万円以下の少額訴訟で勝訴した経験があり、お金が戻ってきました。集会所の水道料金は給水条例に抵触しており、民法703条の不当利得に当たり、民法167条により消滅時効10年であると解釈し、少額訴訟の準備ができ次第、私の自治会の鶉谷東部の青年館の水道料金の10年分の過払い金還付の少額訴訟を行います。水道部は弁護士がいると思いますが、通常の訴訟に移行せず、少額訴訟の利点である1日で終了することを願ひます。私は、勝訴したならば、長柄町の住民のために、全ての自治会も訴訟を順次起こしたいと考えていますので、そのときは資料の提供をお願いします。敗訴したならば、集会場の用途は家事用であったと諦めます。

以上です。

○議長（星野一成君） これをもちまして、一般質問が終わりました。

日程第7「承認第1号専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

斎藤水道部長。

○水道部長（斎藤洋士君） 水道部から、「承認第1号専決処分の承認を求めることについて」、御説明申し上げます。

本件は、長生郡市広域市町村圏組合水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の

一部を改正する条例の制定について、急施を要するものとして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、去る令和2年3月26日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正の内容は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正による、令和2年4月1日の会計年度任用職員制度の施行に伴い、水道部の会計年度任用職員の給料、手当などの給与の種類に関する規定を加えたものでございます。

以上が長生郡市広域市町村圏組合水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の専決処分についての概要でございます。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、質疑に入ります。

質疑の回数は、会議規則第56条の規定により、2回までといたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一成君） なければ、質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一成君） なければ、討論を終わります。

これより採決に入ります。

「承認第1号専決処分の承認を求めることについて」、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（星野一成君） 起立全員です。

したがって、「承認第1号専決処分の承認を求めることについて」は原案のとおり承認されました。

次に、日程第8「承認第2号専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

牧野病院事務部長心得。

○公立長生病院事務部長心得（牧野悟君） 「承認第2号専決処分の承認を求めることについて」、ご説明申し上げます。

本件は、長生郡市広域市町村圏組合病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、急施を要するものとして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、去る令和2年3月25日に専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正の内容につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正による、令和2年4月1日の会計年度任用職員制度の施行に伴い、病院事業の会計年度任用職員の給与の種類に関する規定を加えたものでございます。

以上が長生郡市広域市町村圏組合病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定に関わる専決処分についての概要でございます。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一成君） なければ、質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(星野一成君) なければ、討論を終わります。

これより採決に入ります。

「承認第2号専決処分の承認を求めることについて」、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(星野一成君) 起立全員です。

したがって、「承認第2号専決処分の承認を求めることについて」は原案のとおり承認されました。

次に、日程第9、認定案第1号から認定案第4号の上程説明及び質疑を議題といたします。

まず、認定案第1号について、提案理由の説明を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長(鈴木祐一君) 認定案第1号、令和元年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算について御説明いたします。資料としてお配りしております決算の概要により御説明申し上げます。

初めに、1ページ上段の表を御覧ください。歳入総額は65億8,809万4,988円、歳出総額は61億72万8,626円となり、歳入歳出差引残額は4億8,736万6,362円となりました。なお、実質収支は翌年度へ繰り越すべき財源2,039万2,000円を控除した4億6,697万4,362円となりました。

中段の表を御覧ください。実質収支額の主な要因といたしましては、まず歳入では、予算に対し47万円余の減額となりました。一般廃棄物収集処理手数料などの使用料及び手数料が6,697万円余、資源化物売却代及び売却電気料金などの諸収入が4,814万円余の増額となりましたが、10月の豪雨で発生した災害廃棄物の処理費が見込みよりも少なかったことに伴い、災害廃棄物処理事業費補助金も減となり、国庫支出金が1億1,883万円余の減額となったことなどによるものでございます。

下段の表を御覧ください。次に、歳出では予算に対し4億6,740万円余の不用額が生じました。衛生費で災害廃棄物処理費が見込みよりも少なかったことなどにより4億2,719万円余、消防費で燃料の節減など需用費の減や、ちば消防共同指令センター運営実績、消火栓の補修箇所などにより2,009万円余が生じたことなどによるものでございます。

次に、歳入の概要について御説明いたします。4ページをお開きください。前年度との比

較表です。増減額・計の欄ですが、前年度と比較いたしますと5億215万円余、8.3%の増となりました。

歳入の科目ごとの主な内容ですが、1款分担金及び負担金では、前年度決算額に対して5億3,516万円余、13.0%増の46億5,200万円余となりました。増額となった主な要因は、10月の豪雨災害で発生した災害廃棄物処理費や、災害対応に伴い消防費の人件費が増額となったことなどによるものです。

2款使用料及び手数料では、前年度決算額に対して4,150万円余、5.1%増の8億5,946万円余となりました。増額となった主な要因は、1項使用料で、台風及び豪雨災害での休診や新型コロナウイルス感染症拡大の影響で受診が控えられたことにより、保健センター使用料が減額となったものの、2項手数料で、燃えるごみ専用袋の販売数やごみの直接搬入量が増加したことで、一般廃棄物収集処理手数料が増額となったことなどによるものです。

3款国庫支出金では、前年度決算額に対して3億4,902万円余、5,440.5%増の3億5,543万円余となりました。増額となった主な要因は、ごみ焼却施設基幹的設備改良事業の当該年度事業費の増に伴う二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金、台風及び豪雨による災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金が増額となったことによるものでございます。

4款県支出金では、前年度決算額に対して578万円余、30.8%増の2,455万円余となりました。増額となった主な要因は、消防防災施設強化事業の対象となる消防機庫新築2棟があったことにより増額となったものです。

5款財産収入では、前年度決算額に対して50万円余、2.7%増の1,943万円余となりました。増額となった主な要因は財産貸付収入で、入山津旧分署を新たに貸し付けたことに伴う土地建物貸付収入などにより増額となったものでございます。

6款繰入金では、一般廃棄物処理施設建設基金から878万円余を繰り入れました。新最終処分場建設事業の遅れに伴うエコパーク長生延命化のための最終処分場嵩上げ工事基本設計等業務委託の財源に充てたものでございます。

7款繰越金では、前年度繰越金は1億2,403万円余となりました。実質収支額のうち一般管理費へ予備費と同額の2,000万円、災害復旧事業費へ5,881万円余を充当し、1,003万円余を構成市町村の意向により一般廃棄物処理施設建設基金積立金に積み立て、残りの3,185万円余を過年度分市町村負担金精算金として構成市町村へ還付いたしました。

8款諸収入では、前年度決算額に対して5,528万円余、31.3%減の1億2,136万円余となり

ました。減額となった主な要因は、退職手当負担金に係る調整還付金が終了したことや、資源化物売却単価の下落によるものでございます。

9款組合債では、前年度決算額に対して2億5,610万円、37.8%減の4億2,150万円となりました。減額となった主な要因は、一般廃棄物処理施設整備債で、汚泥再生処理センター建設事業完了に伴い、し尿処理施設整備債の減少に伴う借入額の減によるものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。13ページ上段の表を御覧ください。歳出性質別決算額対前年度比較表です。増減額の欄ですが、人件費、物件費、維持補修費、災害復旧事業費が増となったことで、前年度と比較し1億3,882万円余、2.3%の増となりました。

次に、歳出の科目ごとの主な内容ですが、7ページにお戻りください。

2款総務費では、1項1目一般管理費で、職員15人分の人件費のほか、総務管理に関する各種経費及び普通財産貸付けをしている温水センター浴場棟・プール棟の維持補修費として1億7,093万円余を、4目諸費は、介護認定審査会費と非常備消防費特別負担金を除いた過年度分市町村負担金の精算還付として3,060万円余をそれぞれ執行いたしました。

3款民生費では、1項1目介護認定審査会費で、職員2人分の人件費をはじめ、委員の報酬など介護認定審査会に関する各種経費で3,501万円余を、2項1目障害支援区分認定審査会費は、職員1人分の人件費をはじめ、委員の報酬など障害支援区分認定審査会に関する各種経費で605万円余をそれぞれ執行いたしました。

4款衛生費では、1項1目保健衛生総務費で、職員5人分の人件費をはじめ、待機施設業務委託及び休日在宅当番医業務委託などで2億4,286万円余を、2目夜間急病診療所費は、夜間急病診療所の医師報酬及び診療事業に関する各種経費で4,654万円余を、3目温水センター屋外施設費は、スポーツ運動広場、テニスコートの維持管理に関する各種経費や、ゲートボール場跡地を駐車場として整備した費用で1,369万円余をそれぞれ執行いたしました。

2項1目清掃総務費は、職員16人分の人件費をはじめ、清掃総務に関する各種経費で1億1,193万円余を、2目し尿処理費は、汚泥再生処理センターの運転及び維持管理に関する各種経費で1億3,463万円余を、3目可燃物処理費は、職員3人分の人件費をはじめ、可燃物収集業務委託やごみ焼却施設補修工事、ごみ焼却施設基幹的設備改良事業など、可燃物の収集から処理に関する各種経費で14億3,666万円余を、4目不燃物処理費は、職員2人分の人件費をはじめ、不燃物収集業務委託や高圧受電設備遮断器等更新工事など、不燃ごみ及び粗大ごみの収集から処理に関する各種経費で1億8,804万円余を、5目最終処分場費は、職員3人分の人件費をはじめ、佐貫最終処分場及びエコパーク長生の浸出水処理施設運転管理業

務委託やエコパーク長生補修工事など、施設の運転及び維持管理に関する各種経費で1億9,122万円余を、6目資源化推進費は、紙類やビン等の収集から選別に関する各種経費で1億7,659万円余を、7目新最終処分場建設費は、新最終処分場建設事業に関する住民打合せ会経費、不動産鑑定に係る画地認定業務委託や地元対策委員会負担金で179万円余をそれぞれ執行いたしました。9目災害廃棄物処理費は、10月の豪雨災害により茂原市、長柄町、長南町で発生した災害廃棄物処理に要した経費で2億7,076万円余を執行いたしました。

なお、災害廃棄物仮置場として使用した茂原市落合公園は、早急な現状復旧要請が茂原市からあったものの、年度内の工期では発注できなかったことから、繰越明許費を設定し、本年8月末までの工期で災害廃棄物仮置場表土撤去等工事を契約締結いたしました。

同じく、災害廃棄物仮置場として使用していた長柄町昭栄中学校跡地の一部で、発注後に見込みよりも深く廃棄物が埋没していたことが判明し、年度内に事業の完了が不可能となったため、事故繰越しとして令和2年4月末まで履行期限を延長いたしました。

5款消防費では、1項1日常備消防費で、職員235人分の人件費をはじめ、消防業務に関する各種経費で20億4,012万円余を、2目非常備消防費は、消防団員1,427人分の報酬をはじめ、訓練や出動の手当、消防団員の安全装備品整備など、消防団活動に関する各種経費で1億1,801万円余を、3日常備消防施設費は、水槽付消防ポンプ自動車や高規格救急車の更新、ちば消防共同指令センター負担金などで2億5,059万円余を、4目非常備消防施設費は、繰越明許分を含む消防機庫2棟の新築工事、消防ポンプ自動車2台、小型動力ポンプ付積載車1台の更新、消火栓15栓の新設などで1億4,378万円余をそれぞれ執行いたしました。

6款教育費では、視聴覚教材センター費で、職員3人分の人件費をはじめ、学校及び社会教育用教材などの購入や視聴覚教材センターの運営に関する各種経費で1,755万円余を執行いたしました。

7款公債費では、ごみ処理施設及び消防署の建設費をはじめ、各施設の整備に係る借入れの元利償還金で4億5,621万円余を執行いたしました。

以上が一般会計歳入歳出決算の概要でございます。よろしく御審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 続いて、認定案第2号について、提案理由の説明を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木祐一君） 認定案第2号、令和元年度特別会計火葬場・斎場事業費歳入歳出決算について御説明申し上げます。

お手元の資料、決算の概要の14ページ上段の表を御覧ください。歳入総額は1億5,899万9,708円、歳出総額は1億5,520万2,414円となり、歳入歳出差引残額は379万7,294円となりました。実質収支も同額でございます。

その概要について、歳入から御説明いたします。16ページ中段の表を御覧ください。

1款分担金及び負担金は、茂原市、長柄町、長南町からの負担金で、1億859万円余となりました。開設から21年が経過し、施設の老朽化に伴う修繕を計画的に継続して行っており、空調機等改修及び火葬設備更新工事の内容や霊柩自動車更新の終了などにより、前年度と比較し930万円余、7.9%の減となりました。

2款使用料及び手数料は4,593万円余となりました。火葬場、式場の使用実績に伴う使用料の減少により、前年度と比較し23万円余、0.5%の減となりました。

3款繰越金は、前年度繰越金で438万円余となりました。

4款諸収入は8万円余で、自動販売機の管理収入などがございます。

次に、歳出について御説明いたします。17ページ中段の表を御覧ください。

1款事業費では、1項1目聖苑管理費で、職員5人分の人件費をはじめ、火葬業務委託や空調機等改修工事など施設の管理運営に関する各種経費で、1億4,800万円余を執行いたしました。前年度と比較いたしますと、空調機等の改修内容、火葬設備更新の工事内容などにより770万円余、5.0%の減となりました。

2目霊柩車管理費は、職員3人分の人件費をはじめ、霊柩自動車の維持管理に関する各種経費で719万円余を執行いたしました。前年度と比較いたしますと、車両更新の終了などにより403万円余、35.9%の減となりました。

以上が特別会計火葬場・斎場事業費の歳入歳出決算の概要でございます。よろしく御審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 続いて、認定案第3号について、提案理由の説明を求めます。

斎藤水道部長。

○水道部長（斎藤洋士君） 認定案第3号、令和元年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計決算について、お手元の決算の概要にて御説明申し上げます。

19ページをお開きください。最初に業務量の状況でございますが、1の給水戸数は前年度より0.4%増の6万2,987戸、一方、2の給水人口は前年度より0.8%減の14万1,414人となりました。また、3の年間配水量は0.7%減の1,933万4,289立方メートル、表の一番下でございます5の年間有収水量は1.8%減の1,639万3,571立方メートルとなりました。

次に、1の水道事業収益及び費用についてでございますが、こちらは税抜き表示となります。下の表を御覧ください。まず、1款水道事業収益は、前年度決算額に対して1億1,478万2,161円、2.4%減の47億2,336万2,485円となりました。

1項営業収益は7,720万円余、2.1%減の36億6,827万円余となりました。主なものといたしまして、1目給水収益は、家事用及び工場用等の使用量の減などにより7,437万円余、2%減の36億5,674万円余となりました。3目その他営業収益は、給水工事検査手数料及び消火栓維持管理費の減などにより230万円余、16.7%減の1,152万円余となりました。

次に、2項営業外収益は3,757万円余、3.4%減の10億5,508万円余となり、その主なものといたしまして、2目給水申込納付金は新規申込み件数の減などにより3,959万円、26.0%減の1億1,291万円余となりました。3目市町村負担金は、高料金対策として構成市町村からの負担金で、前年度と同額の4億290万円となりました。4目県補助金は、高料金対策としての市町村水道総合対策事業補助金で170万円余、0.4%増の3億8,197万円余となりました。5目長期前受金戻入は、工事負担金等により取得した資産に係る減価償却費見合い分を収益化したもので960万円余、6.6%増の1億5,466万円余となりました。

20ページをお開きください。表の一番上の欄、1款水道事業費用でございますが、前年度決算額に対して1億593万5,004円、2.3%減の44億7,389万9,118円となりました。

1項営業費用は1億2,132万円余、2.8%減の42億578万円余となり、その主なものといたしまして、1目原水及び浄水費は、九十九里地域水道企業団からの受水費等の経費で、基本水量の見直しなどにより1億680万円余、4.1%減の24億7,467万円余となりました。2目配水及び給水費は1,116万円余、3%減の3億6,680万円余となりました。4目業務費は、検満量水器交換業務等の増により606万円余、2.3%増の2億6,710万円余となりました。5目総係費は、人件費等の減により1,510万円余、10.2%減の1億3,248万円余となりました。6目減価償却費は、建設改良工事等により償却資産が増加したことから773万円余、0.8%増の9億3,460万円余となりました。

次に、2項営業外費用は855万円余、3.4%減の2億4,417万円余となりまして、その主なものといたしまして、1目支払利息及び企業債取扱諸費は、企業債利息の減少により1,289万円余、6.1%減の2億24万円余となり、2目雑支出は、特定収入割合に係る消費税を計上するもので、税率のアップにより434万円余、11%増の4,392万円余となりました。

3項特別損失3目その他特別損失は、令和元年の台風及び豪雨災害による応急復旧作業等により2,394万円余となりました。

21ページを御覧ください。上段の損益計算でございますが、水道事業収益から特別損失を除く水道事業費用を差し引いた令和元年度の経常利益は2億7,340万7,413円となり、下の特別損失を含む当年度純利益は2億4,946万3,367円となりました。次の決算額と当年度純利益の表は、税込み、税抜きの決算額を表したものでございます。

次に、水1立方メートル当たりの供給単価と給水原価について御説明申し上げます。まず、供給単価でございますが、これは水1立方メートル当たりの販売単価を表したもので、223.06円で、前年度に比べ0.46円の減となりました。また、3つ下の欄、給水原価は、水1立方メートル当たりの生産原価を表したもので、262.01円で、前年度に比べ3.64円減となり、表にはございませんが、供給単価と給水原価の差額が42.13円から38.95円となり、若干改善されました。

次に、2の資本的収入及び支出についてでございます。これは税込み表示となります。下の表を御覧ください。

まず、1款資本的収入ですが、前年度決算額に対して2億14万1,439円、42.6%増の6億6,948万4,075円となりました。1項企業債1目企業債は、配水管更新事業に係る起債借入れの増などにより7,870万円、18.8%増の4億9,680万円となりました。2項国庫補助金1目国庫補助金は、真名減圧施設築造工事に係る生産基盤施設耐震化等交付金により、皆増の1,749万円余となりました。3項負担金1目負担金は、開発負担金や配水管布設替え工事に係る負担金の増などにより1億254万円余、207.5%増の1億5,197万円余となりました。4項雑収入1目雑入は、3項の負担金工事に係る設計事務費等で、140万円余、77.4%増の321万円余となりました。

次に、22ページの中ほどの表を御覧ください。1款資本的支出は2億6,800万5,049円、18.7%増の17億129万5,170円となりました。

1項建設改良費は2億5,313万円余、33.6%増の10億690万円余となり、主なものといたしまして、1目消火栓工事費は、消火栓新設工事が増となったことから491万円余、37.6%増の1,798万円余となりました。2目建設事務費は、設計業務委託等の減により166万円余、3.2%減の5,083万円余となりました。3目原水施設費は、施設改良工事等の増により85万円余、1%増の8,728万円余となりました。4目配水施設費は、真名減圧施設築造工事及び配水管更新事業等による増で2億4,622万円余、41.6%増の8億3,757万円余となりました。

次に、2項企業債償還金1目企業債償還金は、償還元金が増加したことにより1,486万円余、2.2%増の6億9,439万円余となりました。

この結果、表の下に記載いたしました、資本的収入額が資本的支出額に不足する額10億3,181万1,0954円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,173万3,506円、過年度分損益勘定留保資金4億9,600万9,590円及び当年度分損益勘定留保資金4億6,406万7,999円により補填いたしました。

主な建設改良費につきましては下の表のようになっております。

以上が令和元年度水道事業会計決算の概要でございます。よろしく御審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） ここで、暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時55分休憩

午後 1時00分再開

○議長（星野一成君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

続いて、認定案第4号について、提案理由の説明を求めます。

牧野病院事務部長心得。

○公立長生病院事務部長心得（牧野悟君） 認定案第4号、令和元年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計決算について御説明申し上げます。

御説明に入る前に、令和元年度の病院事業の概要から申し上げます。

初めに、常勤医師数の状況から申し上げますと、前年度末に内科医師、整形外科医師各1名が派遣期間満了に伴い退職され、4月から内科医師、整形外科医師各1名の派遣医師が新たに採用となり、前年度と同様の18名体制でございました。経理面では、市町村負担金を前年度とほぼ同額の9億8,700万円余としていただいた中で、前年度の8,300万円余の赤字決算に対し、台風災害や新型コロナウイルス禍による影響を受け医業収益は減少したものの、経営改善策として取り組みました人件費削減等の効果により6,700万円余の黒字決算となりました。

また、事業面では、中長期ビジョンの策定に当たり、策定業務をコンサルタントに委託し、12月に公立長生病院あり方検討委員会を立ち上げ、本年9月の策定に向け作業を進めているところでございます。また、整備事業としまして、検体検査システムの更新や、MRI撮影

装置の延命化を図るため操作盤の改良などを行っております。

それでは、決算について御説明申し上げます。お手元の決算の概要にて御説明いたします。

決算の概要の23ページを御覧ください。初めに、上段の表、業務量の状況でございますが、

1. 病床数は180床ですが、B棟の病室52床を休床としており、現在128床で運用しております。2. 年間患者数は、入院では年間延べ患者数は3万3,723人、前年度に対し925人、2.7%減でございました。資料にはございませんが、病床利用率は51.2%となります。休床を除く128床で換算しますと72.0%でございます。また、外来の年間延べ患者数は8万6,228人、前年度に対し診療日数が6日少なかったことから1,063人、1.2%減でございました。

次に、病院事業収益及び費用について御説明申し上げます。まず、病院事業収益でございますが、下段の表を御覧ください。こちらは税抜き表示となっております。1款病院事業収益は、前年度決算額に対し1億2,063万5,726円、3.6%減の32億4,116万2,735円でございます。

1項医業収益は、前年度決算額に対し8,754万円余、3.5%減の24億3,538万円余となりました。その内訳として、1目入院収益は、前年度決算額に対し5,850万円余、4.2%減の13億4,906万円余となりました。減収となった主な要因は、入院患者数の減によるもので、台風15号災害時に入院患者を帰宅等させた影響で9月の入院収益が落ち込んだことによるものでございます。2目外来収益は、前年度決算額に対し2,222万円余、2.7%減の8億887万円余となりました。外来収益におきましては、1日平均患者数では前年度に対し4.5人増となったものの、台風15号災害と5月の大型連休により診療日数が6日減となったことが減収の主な要因となっております。3目その他医業収益は、室料差額収益や住民検診などの公衆衛生活動収益、人間ドック等の医療相談収益等で、前年度決算額に対し629万円余、4.6%減の1億2,937万円余となりました。4目市町村負担金は、救急医療に要する経費として、前年度決算額に対し53万円余、0.4%減の1億4,807万円余を負担していただきました。

2項医業外収益は、前年度決算額に対し3,308万円余、3.9%減の8億577万円余となりました。その内訳として、1目受取利息配当金は定期預金の利息で、前年度決算額に対し1万円余、20.7%増の9万円余となりました。2目市町村負担金は、前年度決算額に対し1,641万円余、2.5%減の6億2,861万円余となりました。これは企業債利子返還金、小児医療に要する経費などの運営費分の負担でございますが、広域医療救護所の整備事業が前年度に完了したことにより減額となっております。3目補助金は、千葉県からの救急基幹センター運営に係る補助金などで、前年度決算額に対し123万円余、10.0%増の1,367万円となりました。

4目長期前受金戻入は、補助金、負担金等により取得した資産に係る減価償却費見合い分を収益化したもので、1億976万円余となりました。5目その他医業外収益は、自動販売機等の売上手数料や他の医療機関への医師派遣料などで、前年度決算額に対し1,729万円余、30.5%減の3,943万円余となりました。6目売店収益は、前年度決算額に対し146万円余、9.4%減の1,420万円余となりました。

3項特別利益はございませんでした。

次に、病院事業費用について御説明いたします。24ページの表を御覧ください。1款病院事業費用は、前年度決算額に対し2億7,098万3,882円、7.9%減の31億7,385万9,986円でございます。

そのうち1項医業費用は、前年度決算額に対し2億7,987万円余、8.4%減の30億6,280万円余を執行いたしました。内訳として、1目給与費は前年度決算額に対し2億1,134万円余、9.4%減の20億4,146万円余となりました。減額となった主な要因は、看護師の勧奨退職や調整額の休止等によるものでございます。2目材料費は、前年度決算額に対し3,809万円余、8.2%減の4億2,439万円余を執行いたしました。減額となった主な要因は、診療材料費で患者数の減に伴う使用量の減少によるものでございます。3目経費は、前年度決算額に対し1,755万円余、4.3%減の3億9,030万円余を執行いたしました。減額の要因は、前年度で広域災害医療救護所事業が完了し、消耗備品費を減額したことによるものでございます。4目減価償却費は、新規購入資産の減と償却を終えた資産の増により、前年度決算額に対し1,082万円余、5.2%減の1億9,796万円余となりました。5目資産減耗費は、棚卸資産減耗費と固定資産除却費で、前年度決算額に対し110万円余、21.1%減の413万円余となりました。6目研究研修費は、前年度決算額に対し95万円余、17.3%減の454万円余を執行いたしました。

2項医業外費用は、前年度決算額に対し74万円余、0.7%増の1億289万円余となりました。内訳として、1目支払利息及び企業債取扱諸費は、元本の減により前年度決算額に対し317万円余、27.6%減の835万円余となりました。2目売店費用は、前年度決算額に対し32万円余、2.8%減の1,124万円余を執行いたしました。3目雑支出は、消費税計算で控除できなかった仮払い消費税などで、前年度決算額に対し481万円余、7.1%増の7,298万円余となりました。4目長期前払消費税勘定償却は、4条分の消費税計算で控除できない仮払い消費税等の償却分で、前年度決算額に対し57万円余、5.3%減の1,031万円余となりました。

3項特別損失1目その他特別損失は、台風15号災害と10月25日の大雨災害による修繕費な

どで815万円余を執行いたしました。

この結果、損益計算では、病院事業収益から特別損失を除く病院事業費用を差し引いた令和元年度の経常利益は7,545万6,148円となり、病院事業収益から病院事業費用を差し引いた令和元年度純利益は6,730万2,749円となりました。下段の決算額と当年度純利益の表は、税込み、税抜きの決算額を表したものでございます。

25ページを御覧ください。資本的収入及び支出について御説明申し上げます。こちらは税込み表示となります。

まず、上段の表、資本的収入からご説明いたします。1款資本的収入は、前年度決算額に対し1,748万4,332円、8.8%増の2億1,511万円でございます。その内訳として、1項市町村負担金は、企業債元金償還金1億9,281万円と、建設改良に要する経費として繰り出し基準に基づき負担していただいたもので、前年度決算額に対し1,268万円余、6.4%増の2億1,031万円となりました。2項修学資金貸付金返還金は、貸付金返還免除要件を満たさなかった看護師からの修学資金の返還金で、480万円の返還がございました。

次に、下段の表、資本的支出について御説明いたします。1款資本的支出は、前年度決算額に対し1,836万7,093円、5.5%増の3億5,237万3,543円ございました。その内訳として、1項建設改良費1目資産購入費は、医療機器の整備で、前年度決算額に対し743万円余、27.0%増の3,500万円を執行いたしました。購入した主なものは、検体検査システムの更新、MRI装置の操作盤のシステムアップ、パソコン、CT装置の画像解析システムの追加など、全59品を整備いたしました。2項企業債償還金は、前年度決算額に対し1,693万円余、5.7%増の3億1,497万円余でございます。3項投資1目その他投資は、修学資金として看護学生2名の貸付金で、前年度決算額に対し600万円、71.4%減の240万円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億3,726万3,543円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額52万1,046円と、過年度分損益勘定留保資金1億3,674万2,497円で補填いたしました。

以上が令和元年度病院事業会計決算の概要でございます。よろしく御審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 以上で、認定案第1号から認定案第4号までの説明が終わりました。

ここで、監査委員に監査報告を求めます。

白井代表監査委員。

○代表監査委員（白井伸夫君） 監査報告。

監査委員を務めております白井でございます。監査報告を申し上げます。

去る7月21日、組合管理棟第1研修室におきまして、議会選出の星野監査委員とともに、令和元年度の長生郡市広域市町村圏組合一般会計、特別会計、水道事業会計及び病院事業会計の各決算と、もう一件は、公営企業であります水道及び病院事業における経営健全性についての審査を行いました。それらの審査結果につきまして申し上げます。

まず、各会計の決算についてでございますが、決算に関わる関係帳簿などは関係法令に基づいて調製されており、各会計の計数は正確で、予算の執行内容も適正であると認められました。

次に、水道、病院事業の経営健全性についてですが、提出されました関係書類を審査いたしましたところ、両事業会計とも資金不足額は生じておらず、資金不足比率は算定されないことから、経営の健全性が認められましたので、8月11日付で決算並びに経営健全化審査意見書につきまして、管理者に提出したところでございます。

なお、申し添えますと、各会計の決算に関わる所見と経営健全化審査意見につきましては、審査意見書に取りまとめてございますので、御覧いただけますようお願いいたします。

以上で監査報告を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（星野一成君） 御苦労さまでした。

監査報告は終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定案4件については、質疑終了後、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中に審査することにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

したがって、認定案第1号から認定案第4号までは、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中に審査することに決定いたしました。

認定案第1号から認定案第4号について、これより質疑に入りますが、詳細な質疑については、決算審査特別委員会が設置されますので、その委員会で審査、質疑をお願いすることとし、この場では総括的な質疑ということでお願いいたします。

まず、認定案第1号についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(星野一成君) なければ、認定案第1号の質疑を終わります。

続いて、認定案第2号についての質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(星野一成君) なければ、認定案第2号の質疑を終わります。

続いて、認定案第3号の質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(星野一成君) なければ、認定案第3号の質疑を終わります。

続いて、認定案第4号についての質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(星野一成君) なければ、認定案第4号の質疑を終わります。

お諮りいたします。

決算審査特別委員会を設置するに当たり、委員構成は議会運営委員会の意向を尊重し、茂原市3名、町村1名ずつの計9名の委員をもって構成したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(星野一成君) 異議なしと認めます。

したがって、茂原市3名、町村1名ずつの計9名の委員をもって構成することに決定しました。

決算審査特別委員会委員の選任については、議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名します。

2番山田広宣君、4番三橋弘明君、6番市原健二君、8番森佐衛君、10番中村勇君、12番阿井市郎君、14番大多和正之君、16番鶴岡喜豊君、18番大倉正幸君。

お諮りいたします。

以上9名を決算審査特別委員会委員に指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(星野一成君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました9名を選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は午後1時40分といたします。

なお、ただいま選任されました決算審査特別委員会の方は、第2研修室にお集まりください。

午後 1時26分休憩

午後 1時40分再開

○議長（星野一成君） 時間遅れて申し訳ございません。それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に別室におきまして決算審査特別委員会が開かれ、委員長及び副委員長の互選がありました。その結果、委員長に10番中村勇君が、副委員長に4番三橋弘明君が選ばれましたので、御報告いたします。

日程第10「議案第1号令和2年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木祐一君） 「議案第1号令和2年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）」について、御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。本案は、歳入歳出決算の総額に歳入歳出それぞれ983万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ67億8,671万4,000円にしようとするものでございます。

では、その概要を歳出から御説明いたします。6ページ中段、歳出の表を御覧ください。

2款1項1目一般管理費、2節給料で、当初予算に比べ職員が1名減となったことから、見込みで205万1,000円を減額しようとするものです。12節委託料で、執行による入札差金など120万円を減額しようとするものです。13節使用料及び賃借料で、執行による契約差金1万2,000円を減額しようとするものです。14節工事請負費で、組合議会や市町村職員研修などで使用しているふれあいホールの音響設備に昨年度から不具合が生じておりますが、管理棟竣工時に設置したもので20年が経過しており、部品調達ができず修繕は困難であることから、更新を行うため324万8,000円を増額しようとするものです。17節備品購入費で、新型コロナウイルス感染防止対策として職員健診の際に検温が必須となったこと、また、研修時な

ども必要に応じて検温を行うことが想定されることから、非接触型体温計1台を購入するため1万5,000円を増額しようとするものです。なお、一般管理費につきましては早急に執行が必要な事業費を確保するため、執行差金などを減額し、組み替えることで対応し、市町村負担金の増減はありません。

4款1項1目保健衛生総務費2節給料3節職員手当等4節共済費で、医療民生課の組織強化のため職員を1名増員いたしました。当初予算に増員分を計上していなかったことから、職員人件費合計で936万1,000円を増額しようとするものです。なお、事務局内全体での職員数は当初予算計上よりも1名減となっていますが、今回の補正予算では執行に不足の生じた科目に対応しようとするものでございます。10節需用費で、今後新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大や季節性インフルエンザの流行期が重なることも考えられ、業務委託を行っている休日・夜間救急事業に支障を来すことがないように、入手困難な感染防止用物資を備蓄し、困難時に即応できるようにするため、47万円を増額しようとするものです。

4款2項7目新最終処分場建設費12節委託料で、執行による入札差金など195万円を減額しようとするものです。18節負担金補助及び交付金で、昨年12月に新最終処分場建設受入れについて条件付きで同意が得られ、地元自治会に対策委員会が設置されたところですが、昨年10月の豪雨で地元集会施設が裏山の崩落により倒壊したため、対策委員会等の会議を民間施設を借り上げて行ってまいりました。しかし、新型コロナウイルスの影響で民間施設の借上げも困難となり、やむを得ず屋外で会議を行っている状況でございます。地元対策委員が高齢なことから、天候や暑さ、新型コロナウイルスの感染リスクも考慮しつつ協議を進め、建設事業の円滑な進捗を図るため、プレハブの仮設集会所を設置し、協議の場としようとするものです。この借上げ費用に充てるため、地元対策委員会負担金として195万円を増額しようとするものでございます。なお、新最終処分場建設費につきましては、早急に執行が必要な事業費を確保するため、執行差金などを減額し組み替えることで市町村負担金の増減はございません。

2ページをお開きください。下段の第2表、債務行為負担行為補正でございますが、プレハブの仮設集会所は令和5年度までの3年間の借上げで総額389万2,000円を見込んでいることから、本補正予算で計上いたしました195万円を除いた194万2,000円の債務負担行為を追加しようとするものでございます。

6ページにお戻りください。続いて、歳入について御説明いたします。

上段の表、1款1項1目1節市町村負担金で、保健衛生総務費の一般財源増額分983万

1,000円を増額しようとするものです。増額をお願いする市町村負担金の算出基礎は10ページに掲載しております。また、補正予算給与費明細書は7ページから9ページに掲載しておりますので、後ほど御確認をいただきたいと存じます。

以上、一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げました。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（星野一成君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑を許します。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一成君） なければ質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一成君） なければ討論を終わります。

これより採決します。

「議案第1号令和2年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）」を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（星野一成君） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第2号令和2年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木祐一君） 「議案第2号令和2年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬

場・斎場事業費補正予算（第1号）」について、御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,020万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,075万1,000円にしようとするものでございます。

では、その概要を歳出から御説明いたします。6ページ下段、歳出の表を御覧ください。1款1項1目聖苑管理費10節需用費で、5月21日に待合室1の強化ガラス全面にひびが入り、保護フィルムで飛散はしませんでした。形状を保つことができず、内外両面からコンパネで養生が必要な状態となり、火葬件数によっては待合室1を使わざるを得ないこともあるため、早急に修繕を執行し、8月4日に交換修繕が完了いたしました。なお、警察による現場検証を行いました。原因は特定できませんでした。ガラス修繕を執行したことで、当初予定していた修繕が行えないことから、ガラス修繕料分の162万8,000円を補填する形で修繕料を増額しようとするものでございます。なお、ガラス修繕料については全額、千葉県町村会の公有建物災害共済金が支払われる見込みでございます。

12節委託料で、昨年10月の豪雨で発生した敷地南側法面土砂崩れの本復旧に係る測量及び設計業務委託を当初予算で計上いたしましたが、昨年度執行した敷地内側の同業務委託の結果を受け、敷地南側のり面本復旧は測量及び設計業務委託を行わずに本復旧工事を行うことが可能と判断したため、全額を減額しようとするものでございます。

14節工事請負費で、昨年10月の豪雨で発生した敷地内側及び南側の土砂崩れが仮復旧の状態であり、被害を拡大させないために敷地内側及び南側のり面本復旧工事を早期に執行するため1,201万2,000円を増額しようとするものでございます。なお、南側は現在でも降雨後に土砂が少しずつ流出し、道路や水田に流れ込むため、随時職員が対応している状態でございます。

続いて、歳入についてご説明いたします。上段から2つ目の表、5款2項1目1節雑入で、待合室1のガラス修繕に伴う公有建物災害共済金として162万8,000円を増額しようとするものです。

6款1項1目1節事業費補助金で、特別会計は当初予算で国庫支出金の科目を設定しておりませんでした。昨年10月の豪雨で被災した受水槽の復旧費に係る国庫補助金が、公有建物災害共済金との関係で補助金額が未定ではありますが、施越事業として採択のめどが立ったことから、補助金を歳入するために必要な科目の設定をしようとするものでございます。

戻りまして、上段の表、1款1項1目1節市町負担金で、補正予算額のうち一般財源分と

して857万9,000円を増額しようとするものです。3市町に増額をお願いする負担金の算出基礎は7ページに記載してございますので、後ほど御確認をお願いいたします。

以上、特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） ご苦労さまでした。

ここで、マイクの交換いたしますので休憩させていただきます。

午後 1時58分休憩

午後 2時00分再開

○議長（星野一成君） 休憩前に引き続きまして再開させていただきます。

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（星野一成君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑を許します。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一成君） なければ質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一成君） なければ討論を終結します。

これより採決をします。

「議案第2号令和2年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費補正予算（第1号）」を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（星野一成君） 起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第12「議案第3号契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

丸消防長。

○消防長（丸幸夫君） 「議案第3号契約の締結について」御説明申し上げます。

本案は、はしご付き消防自動車製造の請負契約について、予定価格が1億5,000万円以上であるため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をいただくこととするものでございます。

契約の概要といたしましては、中央消防署に配備しております30メートル級はしご付き消防自動車更新車両の製造の請負でございます。契約方法は随意契約、契約金額は2億1,454万6,040円、相手方は株式会社モリタテクノス東日本営業部、工期は令和3年3月25日まででございます。

以上、消防本部に関わります議案についてご説明申し上げます。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（星野一成君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑を許します。

質疑ございませんか。

16番、鶴岡喜豊君。

○16番（鶴岡喜豊君）私の方から1点。30メートル級、先端までってことなんですけども、階数にしたら何階までに届くはしご車なんでしょうか。

○消防長（丸幸夫君） おおむね10階程度でございます。

○16番（鶴岡喜豊君） はい、分かりました。

○議長（星野一成君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一成君） なければ質疑を終わります。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（星野一成君） なければ討論を終結します。

これより採決をします。

「議案第3号契約の締結について」を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（星野一成君） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第4号監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定によって、11番小倉利一君については暫時退場を願います。

（小倉利一議員暫時退場）

○議長（星野一成君） 提案理由の説明を求めます。

管理者、田中豊彦君。

○管理者（田中豊彦君） 「議案第4号監査委員の選任につき同意を求めることについて」、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、議会選出の監査委員でございました星野一成氏が令和2年8月30日をもって退任されたことに伴いまして、その後任に組合議員であります小倉利一氏を監査委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。小倉氏は広域行政に精通され、監査委員に適任であると考えますので、議員各位の賛同をお願いする次第でございます。

なお、退任されました星野氏におかれましては、監査委員として組合運営に多大なる御尽力を賜りましたことに衷心より御礼を申し上げます。

以上、提案理由を御説明申し上げます。よろしく御礼申し上げます。

○議長（星野一成君） 御苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(星野一成君) 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(星野一成君) 異議なしと認めます。

採決をいたします。

「議案第4号監査委員の選任につき同意を求めることについて」、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(星野一成君) 起立全員です。

したがって、議案第4号は同意されました。

小倉利一君の入場を認めます。

(小倉利一議員入場)

○議長(星野一成君) 11番、小倉議員にお知らせいたします。監査委員の選任については同意することに決定いたしました。

監査委員の紹介をいたします。小倉監査委員より御挨拶をお願いいたします。

○監査委員(小倉利一君) 11番議員の小倉でございます。ただいま皆様の御推挙をいただき、このたび監査の役にさせていただきます。皆様の御指導、御協力の下、精いっぱい務めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(星野一成君) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議に係る会議録の調製に当たり、字句、その他細部の整理を要するものについては、会議規則第43条の規定によって議長に一任していただきたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(星野一成君) 異議なしと認めます。

これをもって、令和2年第2回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会を閉会といたします。
御苦労さまでした。

午後 2時10分閉会